

令和3年第13回

荒川区教育委員会定例会

令和3年7月9日

於)特別会議室

荒川区教育委員会

令和3年荒川区教育委員会第13回定例会

- | | | |
|--------|--|---|
| 1 日 時 | 令和3年7月9日 | 午後1時30分 |
| 2 場 所 | 特別会議室 | |
| 3 出席委員 | 教 育 長
教育長職務代理者
委 員
委 員
委 員 | 高 梨 博 和
繁 田 雅 弘
長 島 啓 記
坂 田 一 郎
小 林 敦 子 |
| 4 出席職員 | 教 育 部 長
教育総務課長
教育施設課長
学 務 課 長
指 導 室 長
教育センター所長
書 記
書 記
書 記
書 記
書 記 | 三 枝 直 樹
山 形 実
的 場 寛
菊 池 秀 幸
津 野 澄 人
大久保 和 彦
杉 山 茂
原 田 正 伸
小 川 綾 一
丸 田 恭 雅
宮 島 弘 江 |

5 案件

(1) 報告事項

- ア 荒川区立幼稚園・こども園・小中学校におけるオリンピック・パラリンピック観戦の中止について
- イ 荒川区立第九中学校全校PCR検査の結果について
- ウ 区議会定例会・6月会議について
- エ 今後の学級数増加への対応方針案について
- オ 令和4年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について
- カ 令和4年度使用中学校社会歴史の教科用図書について

(2) その他

教育長 ただいまから、荒川区教育委員会令和3年第13回定例会を開催いたします。

初めに出席者数の御報告を申し上げます。本日、小林委員と繁田委員についてはリモートで御出席いただいております。お2人も含めて本日5名全員出席でございます。

議事録の署名委員につきましては、長島委員、坂田委員、御両名にお願いいたします。

4月9日開催の第7回定例会及び4月23日開催の第8回定例会の議事録を皆様にお送りしております。次回の定例会で承認についてお諮りいたしますので、次回までに御確認いただき、お気付きの点等について、事務局まで御連絡をお願いいたします。

それでは、本日の議事日程に従いまして、議事を進めさせていただきます。本日は報告事項6件となっております。

初めに、報告事項ア「荒川区立幼稚園・こども園・小中学校におけるオリンピック・パラリンピック観戦の中止について」を議題といたします。津野指導室長、説明をお願いします。

指導室長 「荒川区立幼稚園・こども園・小中学校におけるオリンピック・パラリンピック観戦の中止について」報告をいたします。教育委員の先生方には大変御心配を頂いていた案件でございます。緊急事態宣言も12日に発せられて、オリンピック会場の1都3県は無観客ということが示されております。

こちらの中止に当たりまして、経緯ですが、コロナ前までは熱中症等を心配しており、その対応を校長会と連携して詰めておったところですが、新型コロナウイルス感染症の流行により、感染防止対策の徹底やマスク着用による熱中症への対策が新たな課題となってきました。

2点目としまして、7月5日付で東京都教育委員会から学校連携観戦への参加最終意向調査の確認の通知が参りました。その内容を精査させていただきましたが、安全対策や移動手段等、児童が安全に観戦できる環境が十分見込める内容ではなかったということ。そして、感染状況につきましては、7月5日の時点ですけれども、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないというこれまでの経緯がございます。今後の方針としまして、判断した結論は、学校連携観戦については中止をするということで、理由につきましては3点記載させていただいております。若年層への感染力が強い変異型ウイルスが発生するなど、新型コロナウイルス感染症の収束が見込めないこと。会場までの移動は公共交通機関を利用しなければならず、密が避けられないこと。会場までの移動時や観戦に際しまして、常時マスクを着用するため熱中症の危険が高いことにより、学校連携観戦の中止を決断いたしました。

決断いたしました7月6日に本部会の方で了承されまして、7月7日校長会、そしてその夕方、保護者に連絡をしたところでございます。

以上が報告となります。

教育長 本件につきましては、7月6日の時点で先生方に事前に御連絡をさせていただいたところでございますが、改めて本日の教育委員会におきまして、報告をさせていただきます。

本件につきましては、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員 これは7日にもう親御さんにも通知をされたということですね。

指導室長 7月7日午後4時にメール配信をさせていただきました。翌日、学校から改めて教育委員会の通知文を配付させていただいたところです。

坂田委員 なるほど。分かりました。8日に政府が無観客を決定しているのです、7日に配信していれば、この内容でいいと思います。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

指導室長 この学校連携観戦なのですけれども、オリンピック・パラリンピックを5年間近く学んできた集大成として、子どもたちは学習のまとめを行う予定でしたが、こちらに参加できないということですので、一昨日の校長会で教育長や私から、例えば夏休みにオリンピック・パラリンピックの宿題を出すですとか、まとめをやるですとか、あとは9月に入ってから、パラリンピックはまだやっておりますので、学校でみんなで見るですとか、そういった集大成の学習をぜひやってほしいということで、周知をさせていただきました。追加をさせていただきます。

坂田委員 学校でぜひみんなで見ていただくような活動がよろしいのではないかと思います。

指導室長 ありがとうございます。

長島委員 確認ですけど、パラリンピックは少し先になりますけれども、パラリンピックについてももう観戦しないということですね。

指導室長 はい。同様に中止ということにさせていただきました。

教育長 小林委員、繁田委員、いかがでしょうか。

繁田委員 私は特にございません。

小林委員 私も特にございません。早い段階で荒川区は決定、発表されたということでよかったのではないかと考えております。

教育長 先ほど津野室長から説明をさせていただいたように、観戦はしないのですけれども、オリンピック・パラリンピックが東京で開催されるということで、子どもたちにはテレビ等での観戦を通して、国際相互理解ですとか、障がい者理解、あるいはまたスポーツに対する関心を高めてもらう教育を行ってまいりたいと考えてございます。

本件についてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

教育長 続きまして、報告事項イ「荒川区立第九中学校全校PCR検査の結果について」を議

題といたします。菊池学務課長、説明をお願いします。

学務課長 学務課長です。6月22日から29日の間に、8名の陽性者が発生しました、第九中学校について御報告いたします。

4人目が発生しました6月26日土曜日に1年生の学年閉鎖1週間を決定いたしました。その後、6月29日に8人目が出ました時点で、2年生、3年生についても30日水曜から7月2日金曜まで休校といたしました。これにより全校休校になっております。そして全校休校をする間に、全校生徒、教職員に対して順次PCR検査を実施いたしました。その結果が2番に記載のとおりです。

生徒さん207名、検査をいたしまして、陽性の方が1名、教職員は50名に検査をしまして、全員陰性ということでした。累計では、9名の陽性ということになりましたけれども、全校検査の陽性者が最小限であったことから、当初の予定どおり7月5日から学校を再開し、今、大きな問題なく再開できたという報告を受けております。

報告は以上です。よろしくお願いいいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいいたします。

繁田委員、いかがでしょうか。

繁田委員 9人の方の感染源みたいなものは全く不明とか、ばらばらですかね。

学務課長 結論から申し上げますと、感染源は不明でありまして、校内での濃厚接触者は確認されておりません。ただし、学校外での交流の中で濃厚接触は出ておりますので、あるいはそれが原因かと推測をしております。

以上です。

繁田委員 ありがとうございます。家族内感染ではないのですね。

学務課長 はい。家庭内感染ではありません。

繁田委員 そうですか。分かりました。ありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。前回の諏訪台中学校と同じで、一つの学校で複数の感染者が日をおかずに出てしまうと、保護者の方や地域の方が大変御心配されるということで、このような対応を行いました。九中についても特に大きな混乱はなく、今では順調に学校運営が図られております。

坂田委員 1週間の休校期間を設けたことと、それから事前に1年生の学年閉鎖をしたことは、結果的には妥当な判断だったと考えられるかと思えます。

学年閉鎖をするのか、学校閉鎖をするのかというところが考えどころですけれども、先ほどお話があったように、学外での、学年を超えた交流もあるのではないかと思います。その辺の判断が難しいところかと思えますけれども、今後への教訓としては、一つの学年の学年

閉鎖を決定した際には、やはり全体への波及について、非常によく注意深く見ると。学校閉鎖の可能性も含めて、注意深く見る必要があるということを示しているのではないかと思います。

教育長 学務課長。

学務課長 御指摘のとおりでございます。1人目から8人目と記載がありますがけれども、比較的1年生が多いという判断が立てば、1年生の学年閉鎖ということを迷いなくできるのですが、ばらばらになりますと、まさに判断が難しいところですので、注意して活動の状況とかを見て判断していく必要があると考えております。ありがとうございます。

繁田委員 もう一つ、よろしいですか。

教育長 繁田委員、どうぞ。

繁田委員 例えば授業を何日間か行わないわけですね。そうすると、通常の方法ですと、大学は残りの授業をちょっと端折ってやるとか、あるいは追加で登校してもらうとか、休む規模によって多分いろいろだと思うのですが、小中学校の場合にはどう考えて対策されるのでしょうか。参考に教えていただけたらと思います。

教育長 指導室長。

指導室長 まず休校期間中につきましては、今回も前回の諏訪台中学校と同じように、九中ではタブレットを1人1台持ち帰らせて、オンラインのホームルームですとか、あとオンラインのドリルですとかを活用しながら、学習は止めることなく進めてきたところですが、やはり学校に来ていないということで、今、九中から、夏季休業を1日減らして授業日に充てたいという相談が来てございます。諏訪台中学校につきましても、夏休み期間中の2日間を授業に充てたいという話が出ておりますので、そのような学校の考えを受け止めまして、それぞれ夏季休業を減らした形で授業日に充てるということをやっていきたいと思っております。

繁田委員 ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。坂田委員。

坂田委員 今、おっしゃたようなことでよろしいかと思うのですが、何回も同じことを言っていますが、やはりオンラインでこういったときに教育できるような準備を各校で整えておくというのは、非常に重要なことだと思うのですね。

授業をしないと心配になることは、子どもたちはやることがないために、かえって外で接触が多くなるようなことになるとよくないので、家庭で授業をちゃんと聞いて、勉強してもらおうというのが安全ではないかと思うのですね。だからこういった経験を生かして、各校、各クラスで、オンラインで最低限の教育ができるような環境を整えていくことが大事

だと思えます。

指導室長 ありがとうございます。諏訪台中、今までも休校があったのですが、だんだんとこちらの働きかけが薄くなりつつ、タブレットを配ることも進んできました。またさらに一歩進めていくためにも、坂田先生から頂いた御指摘もしっかりと踏まえて学校へ指導していきたいと思っております。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項ウ「区議会定例会・6月会議について」を議題といたします。三枝教育部長、説明をお願いします。

教育部長 6月会議につきましては、5人の区議から13件の質問がありました。そのうち5件が、新型コロナウイルスに関するものでございました。それでは、お一つお一つ御説明させていただきます。

まず、自民党の茂木議員から3件質問を頂いております。1件目が、障がい者支援についてというところで、教育委員会に特別支援教室の拠点校を増やすことについての見解を伺うというものでございました。

特別支援教室につきましては、平成29年度から全小学校に、また今年度から全中学校に設置をしているものでございます。拠点校につきましては、小学校が4校、中学校が1校という形で現在進めておるのですけれども、もう少しきめ細かく対応できるように拠点校を増やしていくべきではないかという御質問でございました。

これにつきまして、教育委員会といたしましては、御提案の趣旨を踏まえて、特別支援教室の拠点校の増設など、さらに充実に努めてまいりますという形で答えてございます。

茂木議員2件目が、移動教室・修学旅行についてということで、これはコロナ禍における学校行事の在り方について教育委員会の見解を問うというものでございましたが、具体的に申し上げますと、こういった学校行事については、すべて中止にするのではなくて、子どもの貴重な体験の場を確保するよう可能な限り実施できるように検討してもらいたいという内容でございました。

これにつきまして、答弁といたしましては、教育委員会として、学校行事を安易に中止とするのではなく、感染状況を十分に見極め、また校長会と協議を重ねながら、それぞれの行事についての実施の可否を適切に判断するとともに、また中止せざるを得ない場合につきましては、代替行事等の実施についても検討していくということで答えてございます。

続きまして、茂木議員3件目でございますが、オリンピック・パラリンピック観戦についてということで、先ほど指導室長から御説明申し上げましたけれども、この本会議の時点ではまだ東京都の教育委員会から具体的な通知もなかったところがございました。こういった

経緯を踏まえまして、答弁といたしましては、子どもたちの幸せを第一に考えて、学校連携観戦の実施の可否について、都の教育委員会の通知が来た際には、その内容を十分に精査しながら適切に判断していくということで、お答えしてございます。

続きまして、公明党の松田議員から1件、質問を頂いてございます。内容といたしましては、SDGsの区の実践についてということで、教育委員会には小・中学校で子ども自ら「17の目標」を選び・学び・実践するべきということで、御質問を頂いてございます。

答弁といたしましては、SDGsにつきましては、小学校6年生、それから中学校3年生でSDGsのテーマについて自ら調べ、議論をし、また自分にできることを考えていくといった学習例をお示した上で、今後も子どもたちが持続可能な社会の創り手として、SDGsの掲げた目標に向かって自ら主体的に取り組んでいけるよう、教育の充実に取り組んでまいるといふことで、答弁してございます。

続きまして、公明党、もうお一方、山口議員からも御質問を頂いてございます。内容は、教育施設管理についてということで、これは、学校施設は毎年法定点検をやっているのですが、それに絡めた質問でございます。

3件頂いてございまして、1件目が、法定点検の結果についてしっかりと業者からのヒアリングを行うべきだというもの。それから2件目が、法定点検の結果をしっかりと見定めた上で、修繕計画を見直しするとともに、1校だけにとどまるのではなくて、情報を各学校で共有することによって、施設管理の維持について適切にするべきだろうというもの。それから3件目につきましては、学校の新築時におきましては将来の修繕計画をあらかじめ立てておくべきだろうと。また予算についても、その計画に基づいて確保するべきではないかという内容の御質問を頂いてございます。

まず1件目の業者のヒアリングにつきましては、もう既に法定点検をする際に結果が出ますと、業者からヒアリングはしております。それをお答えした上で、今後さらにヒアリングの内容を充実させるために、仕様書にしっかりと要件として記載することについても検討していくということで答えてございます。

2件目の修繕計画の見直しと各学校への情報の共有ということにつきましては、法定点検の結果、緊急度の高い項目があった場合につきましては、優先順位の見直しを行うなど、現場の状況変化に応じて柔軟に対応しつつ、また必要な情報につきましては、校長先生、園長先生等々と情報を共有することによって、学校運営に支障のないよう計画的な改修工事等を進めていけるようにするということで答えてございます。

3件目の校舎の新築時における将来の修繕計画の策定につきましては、実は令和2年度に御案内のとおり「荒川区教育施設長寿命化計画」を策定してございまして、この「長寿命化

計画」に基づいて、将来必要となる改修工事については、計画はしっかりと担保してまいりますし、また必要な予算の確保につきましては、毎年度しっかり確保に努めてまいりますということで答えてございます。また、法定点検の指摘項目を早期に改善していくことにより、今後も教育施設の長寿命化と安全安心な維持管理に取り組んでいくということでお答えしてございます。

続きまして、共産党の北村議員から7件の質問を頂いてございます。まず1件目は、先ほど茂木議員からもありました、オリンピック・パラリンピック観戦に関するもので、こちらは早急に中止を決定するべきという内容での御質問でございます。

答弁につきましては、先ほどと同じような内容で、やはり子どもたちの安全を最優先して、学校連携観戦の実施の可否について判断していきますということで答えてございます。

北村議員、2件目が35人学級に伴う環境整備ということで、教室の確保ですとか、教員の確保、そういったものについてしっかりやっていくべきということで、質問を頂いてございます。

教室の確保、それから教員の確保等については、当然しっかりやっていくということでお答えをしてございます。

それから、北村議員、次が学校給食の無料化を実施するべきことということで、答弁といたしましては、給食の無料化につきましては、自治体独自の施策として実施するのではなくて、国や都の施策として広域的に実施することが望ましいということでお答えをしてございます。

北村議員、次が、子どもたちの権利尊重と健やかな成長のためにということで、生理の貧困解消という内容で御質問を頂いてございます。具体的には学校施設に限らずなのですけれども、区の施設について生理用品を自由に使えるように個別に常備するべきという御質問と、併せて学校現場においては、子どもが恥ずかしさなどから、この生理用品を受け取れないことがないようにということで、しっかり性教育もやっていくべきという内容でございました。

まず、施設の女子トイレに個別に生理用品を置くことにつきましては、区全体の施設に関するということで、これは総務担当部長の方から区全体の話ということでお答えしてございます。内容といたしましては、現在、窓口の方で配布をしてございまして、トイレに個別には置いてございません。これは区の福祉支援などにつなげるためにも、やはり窓口等で直接手渡したほうがいだろうというところをやっているものということでお答えしてございます。学校につきましては、保健室で配布できる体制を整えているということでお答えしてございます。教育委員会からは、先ほど申し上げましたように、恥ずかしさから生理用品を受け取りにくい環境を作らないようにということで、改めて性に関する教育ですとか、相手を

大切にしてお返ししてまいります。

続きまして、北村議員、次が、新型コロナウイルスにかかるもので、感染を心配して休む児童・生徒への配慮についての御質問でございます。休むことによって孤立しないようにということでの御質問でございました。

区としては、既にタブレットPC等を積極的に活用しながら、オンラインホームルームですとか、あるいはドリルコンテンツを活用したりですとか、さらには授業を定点カメラで撮影して、家庭で視聴できるようにしたりですとか様々に取り組んでございますので、今後もそういった取組をしっかりとすることによって、心のケアやつながり、学びの保障に努めていくという内容でお答えしてございます。

北村議員、次が、学校内で利用される無線LANですとか、5Gの電磁波の子どもへの影響などについて、独自に調査研究するべきという内容で御質問を頂いてございます。

これにつきましては、答弁として、学校で使用している無線LANの機器については、国やWHOの基準を満たしたものになっているということをお答えし、したがって区独自で調査研究することについては考えていないという内容でお答えしてございます。

北村議員、最後が、子どもの人権、ジェンダー平等に配慮した校則への指針を持つことということで、中学校の校則についての御質問でございました。

これにつきましては、子どもたちの人権を尊重することですとか、ジェンダー平等の考えの基に、各中学校では既に校則の見直しを進めてございまして、今年度から見直しをした校則を使っているところでございます。今後も引き続き学校と連携しながら、必要な場合には校則の見直しを促すなどしっかりと取り組んでまいります。また、子どもたちが主体的に考え、行動する中で自らの個性や能力を十分に伸ばせるよう、教育環境の充実に努めてまいりますということで、お答をしてございます。

最後が、次世代あらかわの夏目議員からの御質問でございます。夏目議員からは、新型コロナウイルスに関連いたしまして、熱中症対策ということで、以前、学校の体育の時間にマスクをしたことによって亡くなられたのではないかというような事件がありましたけれども、それに関連して、学校における運動時のマスク着用についての教育委員会の見解を問うというものでございます。

答弁といたしましては、もう既に国等のガイドラインで、体育の授業においてマスクの着用は必要ないという方針が示されておりますので、各学校ではそれに基づいて子どもたちへの指導を徹底しているとした上で、今後もコロナウイルスの感染防止に万全を期しながら、子どもたちのマスク着用についても、各学校で安全面に十分配慮した指導を行うようっか

り取り組んでまいりますということでお答えをさせていただきます。

6月の会議の質問については、以上でございます。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

小林委員 まず、茂木議員の質問で、移動教室、修学旅行についてということで、その中の答弁なのですが、学校行事を安易に中止とするのではなく、状況を見極めて実施すると。また、中止のときに代替行事の実施について検討していくという答弁で、これは大変にすばらしいと思いつながり読ませていただきました。

今回のオリンピックに関しても、観戦はできなかったけれども、何らかの形で子どもたちが国際相互理解をできるような、そういった取組をしていただければうれしいと思っております。

それと、北村議員の質問の中で、生理の貧困の解消ということの中で、答弁の中でも触れられておられたのですが、学校における性に対する教育を充実していくことが非常に重要なのかなと思っております。

近年、梅毒が急増しているということもありますので、学校における性教育が、より必要なように思われております。

以上です。

指導室長 オリンピック・パラリンピックの観戦ができなくなりましたので、先ほどもお話をさせていただきましたが、9月に入ってからパラリンピックをやっているということで、それを各学校が工夫しながら、学年で見たり、全体で見たりという、感染対策を講じてですけれども、そうしたことを進めていけるようにサポートもしていきたいと思っております。

また、生理の貧困につきましては、保健体育の授業で保健に関する学習をしております。知識の部分での学習と合わせて、道徳等の相手を思いやるですとか、逆に自分を大切にするですとか、そうした両面をしっかりと指導しながら、子どもたちの気持ちを高めていけたらなと思っております。どうもありがとうございます。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

長島委員、お願いします。

長島委員 教えてほしいのですが、生理用品を窓口だったり、学校では保健室で配布ということですけど、これいつ頃から実施しているのでしょうか。

教育部長 保健室ではもう既に大分前からやっております。施設の窓口につきましては、今年に入っくらいですかね。防災の備蓄用の生理用品がありまして、それを大量に活用して、お配りしました。

長島委員 学校では割と前からですか。

教育部長 学校は前からやっていました。

長島委員 ありがとうございます。

教育総務課長 制度としてやっているわけではなくて、もう当然のように保健室で、持っていない子に対しては支給をしていたということです。

教育長 そのほかいかがでしょうか。

坂田委員。

坂田委員 既に区の教育方針にも反映されているわけですが、先ほど御議論のあったSDGsとか、それから気候変動、ジェンダー平等、あと人権ですね。校則は人権にも関連するものだと思いますが、そういったことについては、今、段差をもって世界的に意識が高まっている、そういうタイミングにあると思います。

例えば気候変動や、それから生物多様性、食料システム。こういったテーマについては、今年ももう一段恐らく意識が高まると予測されていまして、今年の11月にはCOP26のグラスゴー会合があるのですが、今、恐らく世界中でこのグラスゴー会合を意識した新たな取組が起こります。イギリスですと、例えば石炭火力を止めるとか、そういったことが世界各国で進められていまして、そういった大きな社会の変化、もう一段の変化を踏まえて、子どもたちにどういうことを伝えていくべきかといったことを考える必要のあるタイミングにまた来ているのではないかと思います。

グラスゴー会合で日本がもし目標しか言えなくて、そこへのパスウェイを説明できなかったとすると、国際社会から見れば、かなり評価が、また化石賞なのかと、そういう評価になりかねない状況で、そういった中で子どもたちは次世代を生きるのに、社会に出ていったときに、そこで尊敬されるような意識を持ってもらうことが大事と思っています。

もう一つ、先ほどの子どもたちのつながりの問題がありましたけれども、これは余談かもしれませんが、ZOOM以外に最近そういうコミュニケーション用のツールも提供されていて、懇談会とか、そういったことに適したツールもあるんですね。

ZOOMは基本的にはブレイクアウトしないときは、1人しかしゃべれないのですね。1人しかしゃべれないと、やはり30人くらい集まって懇談をするというのには適さないです。ブレイクアウトというのはいいのですけれども、決まった箱に大体入ることになりますので、そういう定型的なものにはいいのですが、子どもたちが自由に行き来して、いろいろな班でコミュニケーションするようなことというのには適していないのですね。まさに今、私が申し上げたようなことを想定したソフトウェアも提供されるようになっていまして、我々がどういうツールを使うのがいいのかというのは、次々と進化する中で常に考えていく、そういう必要があるかなと思いました。

以上です。

指導室長 初めのSDGsにつきましては、学びの推進プランの2期の作成のときに、改定のポイントにさせていただきましたが、学校の方も教育課程に盛り込んだりして、すごく意識をしているところだと思います。

本当にこのSDGsを核に社会が変わっていかうとしておりますので、先ほどの御紹介いただいた会議ですとか、そういったトピックも授業などに生かしていきながら、子どもたちが持続可能な社会を作る一員として育っていくように教育していきたいと思っています。

また、子どもたちのつながりを保つために、ZOOM以外にもいろいろなソフトが出てき出したということです。指導室としましても研究を進めてまいりたいと思いますので、また新しい情報がありましたら、ぜひ教えていただけたらと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

教育長 そのほかいかがでしょうか。先ほど小林委員からお話のありました、感染拡大に伴って学校行事の在り方をどうしていくかにつきましては、今回の議会でも御質問いただきました。また緊急事態宣言が発出されようとしていますけれども、行事の見直しを行う一方で、子どもたちの学びをどう確保していくかということについても十分検討してまいりたいと考えてございます。ただいまの先生方の御意見を十分に参考とさせていただきながら、今後の幼稚園、学校運営をいかにあるべきか、検討をさせていただきます。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、続きまして、報告事項「今後の学級数増加への対応方針案について」を議題といたします。的場教育施設課長、説明をお願いします。

教育施設課長 件名が「今後の学級数増加への対応方針案について」でございます。ポイントといたしまして、この4月から35人学級制が導入されたこと。それから区内ではまだまだ大型のマンション建設が続いているといったことで、児童数が増加しております。それに伴いまして、今後必要となる学級数も増加してくるということで、必要となる普通教室整備の現時点における対応方針案を御報告するものでございます。

1番といたしまして、学級数の推計をさせていただきます。こちらにつきましては、別紙として次ページにA3のペーパーをつけてございますので、そちらも合わせて御覧いただければと思います。

この推計につきましては、令和3年、今年の4月1日時点での住民基本台帳、いわゆる住基台帳です。こちらのデータを基に入学率の傾向と新規マンションによる児童数の出現率を参考に、学級数の推計をしたものでございます。

中学校におきましては、まだ35人学級制が導入されているわけではございませんが、

近々で導入されることを予測しまして、令和4年度に導入された場合を仮定した上で推計を立ててございます。

といたしまして、本区では現在三河島北地区再開発、それと西日暮里駅前地区の再開発、2カ所について再開発事業を計画してございます。その再開発事業における児童数の増加、学級数の増加といったこともこの推計に反映をさせてございます。具体的には別紙1を御覧ください。小学校におきましては、色のついている小学校、5校になります。峡田小学校、一日小学校、二日小学校、六日小学校、ひぐらし小学校。この色のついている学校がそれぞれの年度から教室が不足してくるだろうという予測を立ててございます。このうち峡田小学校とひぐらし小学校は、令和7年、令和8年度に不足が近々で発生してくるだろうということで、この2校についてはすぐにでも計画を立てていかなければいけないと考えてございます。

1枚目のペーパーに戻っていただきたいと思います。2番、ひぐらし小学校の今後の対応方針案になります。35人学級制の導入、それから、今、お話ししたような再開発がこの学校にはかかってくるのですけれども、このひぐらし小学校の隣接施設として、西日暮里二丁目ひろば館がございまして、こちらは学童クラブが入っている施設ですけれども、学童クラブを隣接する日暮里ひろば館に移動させた上で、西日暮里二丁目ひろば館を改修、そして普通教室化をしていきたいと考えてございます。

また、改修して普通教室化を行っただけでは、再開発による影響を受け切れないといったことも懸念されますので、この学校につきましては、通学区域を変更させていただいて、次に説明いたします、峡田小学校の方に移動させていきたいと考えてございます。

それでは、を御覧いただきたいと思います。峡田小学校になります。こちらの学校については現在の校庭部分、以前に買い増した部分がありますので、その校庭の部分に増設校舎を建設して、普通教室に対応していきたいと考えてございます。

この2校についての今後のスケジュールについては、以下のスケジュールに記していただいております。令和3年度に方針決定をいたしまして、先ほどお話しした日暮里ひろば館の設計を令和4年度に行い、改修は5年度に行います。その後、学童クラブにこちらの施設に移動してもらった上で、西日暮里二丁目ひろば館の方の設計改修。令和7年度の普通教室の運用開始ということで予定をしております。

峡田小学校については、今年度方針決定を行った上で、4年、5年で設計。基本設計、実施設計という2段階の設計を行いたいと思っております。その後、6年、7年で実際の増築校舎の建設。8年度から使用開始という予定を組んでございます。

中学校につきましては、諏訪台中学校が令和15年度から不足が発生するだろうと予測を

立ててございますが、こちらまだまだ10年以上先の不足の時期ということもございまして、直近まで生徒数の実数を確認した上で方針を決定していきたいと考えてございます。

同じように、小学校の一日、二日、六日につきましても、まだしばらく時間的余裕がありますので、近々までの実数を確認した上で、方針を決定していきたいと考えてございます。

また、1枚目に戻っていただきます。恐れ入ります、最後の その他の部分になります。こちらの部分、今、お話ししたように、不足が予想される学校が4校ございますけれども、この不足の時期については少し先になることから、今後方針決定をしていくといったところで考えてございます。その方法といたしましては、先ほど峡田、ひぐらしでお話ししたように、通学区域の変更も含めまして、建替え、増築校舎の建設など総合的に検討を進めてまいりたいと考えてございます。

この案件につきましては、文教・子育て委員会で報告をさせていただきたいと考えてございます。

報告は以上になります。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員。

坂田委員 このひぐらし小学校の隣接ですか、西日暮里二丁目ひろば館は、改修するとどれくらいの数の教室を作ることができるのですか。

教育施設課長 実際の設計などこれからになりますけれども、今、想定しているところでは、5教室程度が設置可能かと考えてございます。

坂田委員 そうすると、当面はそれで対応できるのですが、この見通しでいうと、ひぐらしがピークになる頃というのは、それでもまだ足りない。こういうことですか。

教育施設課長 今、御指摘のとおり、このままで行きますと、必要教室数というのはどんどん増えていってしまうのですけれども、先ほど御説明したように、この学校については、峡田と合わせて。

坂田委員 通学区域の変更ですね。

教育施設課長 はい。変更することで、中段のところに峡田、ひぐらしの抜き出しの表をつけてございます。通学区域を変更することによって、必要教室は最大で24教室といったところになりますので、何とか今回の改修で対応ができるのかなと推定してございます。

坂田委員 そういう意味で、私の理解は、ひぐらし小につきましては、隣接の西日暮里二丁目ひろば館の改修、転用以外に対応できることはない。それで最大限対応できる形にして、あとは峡田小学校の校庭に建設する新しい増設校舎、そちらの方で吸収すると。そういう構造になっているということですね。

教育施設課長 先生、おっしゃるとおりです。峡田小学校の増設校舎は、一定程度大きな増設を検討しておりまして、教室数につきましても、ひぐらし小学校の通学区域変更になって、児童数が増えた分、すべて吸収できるような増設校舎を予定してございます。

坂田委員 あと二つ質問があるのですが、峡田小学校の校庭については建設の余力があるものなのですか。

教育施設課長 数年前に校庭の買い増しをしております、その部分に増設校舎を今回予定しているところで、現状よりは校庭部分が狭くなってしまうことはありますけれども、何とか子どもたちが最小限遊べる、運動ができる、そういった運動場の確保は図っていきたくと思っています。

坂田委員 あともう1点。通学区域の変更なのですが、これまで基本的にやってこなかったのではないかと認識しているのですけれども、今回は再開発地域なので、既存の住民の方があまりおられなくて可能だということでしょうか。そういうことで方策として取り入れられたということなのでしょうか。

教育施設課長 今の御指摘のとおりでございます。一定通学区域の変更については、三河島南の再開発のとき、平成25年になるかと思えますけれども、これもひぐらし小学校から第二日暮里小学校に通学区域を変更したという事例がございます。

坂田委員 分かりました。

教育長 ちなみに坂田委員、通学区域の変更については、資料の3枚目に地図をお示ししてございます。

そのほか御質問、御意見等ございましたらお願いいたします。

長島委員。

長島委員 ひぐらし小学校でその隣接施設というのは、隣接の状況と申しますか、位置関係と申しますか、そこら辺をちょっと教えていただけますか。敷地内、敷地隣とか、そんな関係を。

教育施設課長 西日暮里二丁目ひろば館は、現在のひぐらし小学校の校庭の部分に面しております、通路1本挟んで隣接した施設という形になってございます。

教育長 前は学校菜園として使っていたところを、今、学童クラブに使っているのですけれども、通路といっても幅2メートルぐらいです。

教育施設課長 2メートルか2メートル50ぐらいかと思えます。

教育長 車は通れない道となっています。

教育施設課長 ほかの家の玄関に通じている道みたいな感じなのですね。

坂田委員 そういう意味では、三瑞のような距離はなくて、先生方の御苦労もなさそうだと。

こういうことですね。

教育長 はい。

長島委員 ありがとうございます。

教育長 小林委員、繁田委員、いかがでしょうか。

繁田委員 私は特にございません。

小林委員 小林です。1点だけ質問をさせていただきたいと思います。

この通学区域の変更というのは、やはり非常に難しいということなのですか。今までの経緯もありますし、ほかの自治体に住んでいる者から見てみると、荒川区の場合は、かなり小学校が隣接しているような思いがありまして、増設をそれほどしなくても、通学区域の変更をすれば、ある程度できるのかなという思いもあったので、質問させていただきました。

教育施設課長 今の御指摘でございますけれども、この隣接している峡田小学校とひぐらし小学校、それぞれ今後教室数が厳しくなって、35人学級制の導入そのもので厳しくなってくることもあって、それに加えて再開発というダブルパンチを受ける学校ということで、グラウンドも狭いひぐらし小学校と峡田小学校ということもございますので、施設だけではなく通学区域の変更の両方の方策を合わせた形で今後対応していきたいと考えてございます。

教育部長 おっしゃるとおり通学区域の変更につきましては、町会の絡みがあったりですか、あるいは先ほどもお話がありましたように、既に通われているお子さんがいたりという中で、変更となりますと、かなり力技になってくるかなというところがございます。今回につきましては、再開発エリアのみを変更するという形になりますので、そういう意味では、既にお住まいの方とかいらっしませんので、新たな住民の方ばかりというのもありますので、そこは比較的反対もなく、やっていけるのではないかと考えてございます。ただ、町会を分けてしまったりですか、そういった話になってきますと、やはり地元の御理解を得ながらやっていかなければいけないところもありますので、そこは慎重にやっていかないと頓挫してしまうかなというところは確かにございます。

小林委員 分かりました。ありがとうございます。

教育長 よろしいでしょうか。

続きまして、報告事項オ「令和4年度区立小中学校入学生を対象とする学校選択制度の実施について」を議題といたします。菊池学務課長、説明をお願いします。

学務課長 学校選択制度、従前と制度は全く変更ございません。(1)に記載のとおり、希望する学校を選択できる方式といたしますが、小学校は隣接区域選択制。通学の便などを考えまして、あまり遠いのも問題がありますので、お住まいの学区と隣接する小学校を選択できますよという制度。中学校は自由に選択できる制度としております。

ただし、(4)に記載しておりますが、汐入小学校及び第三中学校につきましては、これも従前どおりですけれども、汐入地区の住宅開発を勘案しまして、学区域からのお子様のみを受け入れる、学区域外からの受け入れは困難でございますので、選択制限校という位置づけにしております。例年と同様です。

2番、3番にそれぞれ小中学校の来年の募集学級数、受入可能学級数を記載してございます。なお、参考ですけど、全体の学齢のお子さんの数ですが、小学校は今年の1年生は1,737人でございました。来年の4月は1,749人、1,737人が1,749人でほぼ同数と想定しております。中学校は同様に、今年は1,625人でしたけども、来年の4月は1,580人ということで微減を見込んでおります。

こちら裏面に記載しておりますが、7月21日の文教・子育て委員会で御報告してまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

教育長 本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願ひいたします。

基本的な考え方等を含めて、大きな変更点はございません。御自分に合った小中学校を選択できるという制度で、来年度も引き続き実施していくというものでございます。

長島委員。

長島委員 先ほどの報告で、一部の学校で学級数が増加していくことになっていったときに、学校選択制に影響出てきますか。

学務課長 今、汐入地区が選択制限校という話をしましたけど、あるいはそういった再開発をしているエリアも、もしかするとその校舎を増築したとしても、ぎりぎりであれば選択制限という考え方も導入していかなければいけないと思うんですけど、今はあくまで想定ですので、今度実際にこの学校選択を運営していく際には、実際の学齢の人数を見ながら判断がまた精度高くできていくと思っておりますので、丁寧に制度を運用していきたいと考えております。

教育長 ほかによろしいでしょうか。

最後に報告事項力「令和4年度使用中学校社会歴史の教科用図書について」を議題といたします。資料は特にございませんが、指導室長から説明がございます。

指導室長 中学校社会科歴史の教科用図書について説明をいたします。

令和3年度においては、無償措置法第14条の規定に基づき、令和2年度と同一の教科書を採用することとなりますが、自由社の「新しい歴史教科書」が令和2年度に文部科学大臣の検定を経て、新たに発行されることとなりましたことから、無償措置法施行規則第6条第3号により、採択替えを行うことも可能となりました。採択替えを行うことができるのは、新たに発行されることとなりました教科書の種目のみです。今回については、歴史の教科用

図書について採択替えを行うことができます。

また、東京都教育委員会から、採択替えを行うか否かは、採択権者の判断によるべきものであることと示されております。合わせて東京都教育委員会が作成しました自由社「新しい歴史教科書」についての調査研究の結果のほか、令和2年度における採択の理由や検討の経緯及び内容等を踏まえて、判断することも考えられることが示されてございます。

事務局といたしましては、採択替えを行うか否かは、採択権者の判断に任されていることから、教育委員の先生方に新たに発行される自由社の「新しい歴史教科書」の内容を御確認いただいた上で、現在使用している東京書籍の「新しい社会歴史」を継続して使用していくのか、又は自由社の教科書に変更していくのか、検討する場を設けていただきたいと考えてございます。

御意見いかがでしょうか。

教育長 中学校社会科の教科用図書につきまして、教育委員の先生方に新たに発行される予定の教科書の内容を御確認いただきたいという事務局からの意見でございますけれども、本件につきまして、御意見、御質問等ございましたらお願いいたします。

坂田委員。

坂田委員 次回の教育委員会までに確認することは可能だと思いますので、次回までに確認をして、次回この場で検討することでよいのではないかと思います。

教育長 そのほかいかがでしょうか。長島委員、いかがでしょうか。

長島委員 私もそのような進め方でいいのではないかと思います。

教育長 小林委員、繁田委員、いかがでしょうか。

繁田委員 私も結構でございます。それで可能だと思います。

教育長 小林委員、よろしいでしょうか。

小林委員 採択替えの可否の協議に関しては少しだけ違和感があるのですが、ただ検定本はすべて調査し、より良い教科書を採択するということではいいのかなと思っております。

教育長 それでは、教育委員会として、次回の教育委員会におきまして、採択替えを行うか否かを検討させていただくという形で委員の皆様方の御意見が一致したようでございます。

事務局、それでよろしいでしょうか。

指導室長 検討する場を持っていただきまして、ありがとうございます。

教育長 本件については、以上とさせていただきます。

予定しておりました事項は以上ですが、事務局から連絡事項はありますでしょうか。

教育総務課長 日程のところを御覧いただければと思います。また、緊急事態宣言が発出されましたので、7月30日と8月13日につきましては、ウェブ会議で予定をさせていただき

ればと思います。

以上でございます。

教育長 先生方よろしいでしょうか。次回はオンラインという形にさせていただきたいと思
います。

では、以上をもちまして、教育委員会令和3年第13回定例会を閉会とさせていただきます。

了